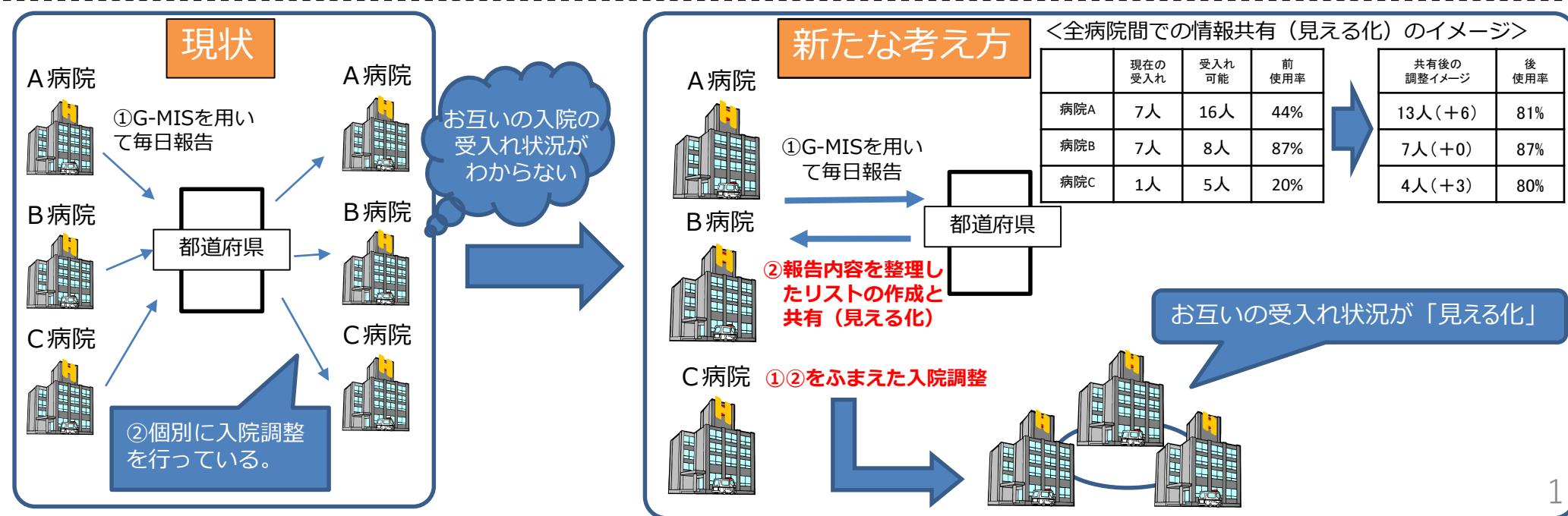


II. 確保病床の最大限の活用

1. 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

- ① 「診療の手引き」を改訂し、医師が入院の必要性を判断する必要が生じた場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。
 - 科学的根拠を踏まえて、COPDや慢性腎不全等の重症化のリスク因子、レジストリ分析結果に基づく高齢者の基礎疾患の有無と年齢（5歳別）ごとの致命率、学会等が開発した症状等に基づく予後予測スコアについて提示する。
- ② 感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方を地域で協議して活用している地域の取組事例を紹介。
- ③ 都道府県調整本部等が行う患者の入院調整や各医療機関の患者受入状況について、地域の医療機関間での情報共有（見える化）を促進。
 - 各病院が他病院の受け入れ状況を把握できず、患者受け入れ状況に病院毎の「偏り」があるとの指摘を踏まえ、情報共有を促進。
 1. 医療機関は、患者受け入れ状況を都道府県調整本部へG-MISにより報告する。
 2. 各都道府県調整本部は、報告された各病院の受け入れ状況を全病院間で情報共有（見える化）を行うこととする。



Ⅱ. 確保病床の最大限の活用

2. 治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関支援等

- 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、**いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の3倍（750点）を算定できることとする。**
- 退院基準については、医療機関及び関係団体等に対して診療の手引き等で示しており、引き続き周知を促すことで適切な受け入れを促進する。
- 介護施設について以下の対応を行い、退院患者の受け入れ促進を図る。
 - **退院基準をわかりやすく示すとともに、感染の疑いがない退院患者の適切な受け入れを再周知。**
 - 自治体の要請等により定員を超えて受け入れた場合でも減算を適用しない等、**施設基準、人員基準等の柔軟な取扱い**について周知。
 - 要介護認定を受けていない場合、必要に応じ**暫定ケアプランの活用が可能**であることの再周知。

後方医療機関への支援	
二類感染症患者入院診療加算（一日につき）の3倍を算定（750点）	
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」 <small>（令和2年12月15日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）抜粋</small>	
2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できることとする。	
<small>※以下の厚生労働省ホームページより事務連絡の確認が可能 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html</small>	

退院基準を分かりやすく周知	
退院基準	
<症状があった場合>	
○ 以下の2項目を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> • 発症日又は検体採取日から10日間経過 • 症状軽快後72時間経過 	
⇒ 検査不要で退院可能	
<無症状であった場合>	
○ 以下の項目を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> • 検体採取日から10日間経過 	
⇒ 検査不要で退院可能	
<small>*有症状者と無症状病原体保有者の退院基準を1種類ずつ記載 (参考) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4版</small>	
→退院基準及び同基準を満たし 退院した患者は感染性が極めて 低いことについてわかりやすく示す	

介護施設等への受入促進	
定員超過・施設基準・人員基準等の柔軟な取り扱い	
○ 感染流行時に、自治体の要請等に基づき、コロナ受入医療機関からの退院患者を入所させる場合、 <ul style="list-style-type: none"> • 定員超過減算を適用しない • 当該入所者は施設基準等の算出根拠としない等の柔軟な取扱いを行う。 	
<イメージ>	
<p>コロナ受入医療機関 退院基準を満たした患者 感染していない患者</p> <p>都道府県等からの要請</p>	<p>介護施設等 退院基準を満たした患者 感染していない患者</p>
暫定ケアプラン（みなし認定）を活用した入所等	
○ 要介護認定を受けていない患者の受け入れ促進のため、 要介護認定申請中であっても、暫定ケアプランを活用した場合、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能。	
<イメージ>	
<p>医療機関 退院基準を満たした患者 感染していない患者</p> <p>暫定ケアプラン 認定前に入所</p>	<p>介護施設等 退院基準を満たした患者 感染していない患者</p>

Ⅱ . 確保病床の最大限の活用

3.緊急時の柔軟な職員配置

- 新型コロナウイルス感染症への対応等で他医療機関等に職員派遣等した場合の医療法施行規則上の職員配置の要件について柔軟な運用をすることが可能となる旨について改めて周知することにより、コロナ対応医療機関等における職員確保に活用できる。
- 「コロナ患者等の受け入れ医療機関」や「コロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関」において、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件について柔軟な運用をすることが可能である旨について改めて周知することにより、コロナ対応医療機関等における看護職員確保に活用できる。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）抜粋

1. 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

- (1)これまでに示した臨時的な取扱いについて
 - ②月平均夜勤時間数について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、当分の間、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(1)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。
 - ③1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動があった場合においても、基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

(2)臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等

- (1)示した臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、以下ア～エのとおりとする。
 - ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等
 - イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
 - ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
 - エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

新型コロナウイルス感染症
自治体・医療機関向けの
情報一覧（事務連絡等）



※以下の厚生労働省ホームページより事務連絡の確認が可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

Ⅱ . 確保病床の最大限の活用

4.宿泊・自宅療養の活用

- 11月22日に病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、入院勧告等ができるとしている者のうち医師が入院の必要がないと判断した場合は宿泊療養又は自宅療養としても差し支えないこととしており、今後もこうした取扱を徹底し、医師が入院の必要がないと判断した無症状者や軽症患者は、**高齢者等も含め宿泊療養・自宅療養を活用**する（丁寧な健康観察を実施）。
- ※ 一部の地域では、無症状者・軽症患者の自宅療養を積極的に実施することで、入院を優先度の高い者に絞り込む運用を徹底
- ※ 自宅・宿泊療養患者の健康フォローアップにはHER-SYSの活用が可能
- ※ 家庭内にリスクの高い方がいる場合や、入院の必要はないが注意が必要な方等に対しては、宿泊療養の活用も特に検討

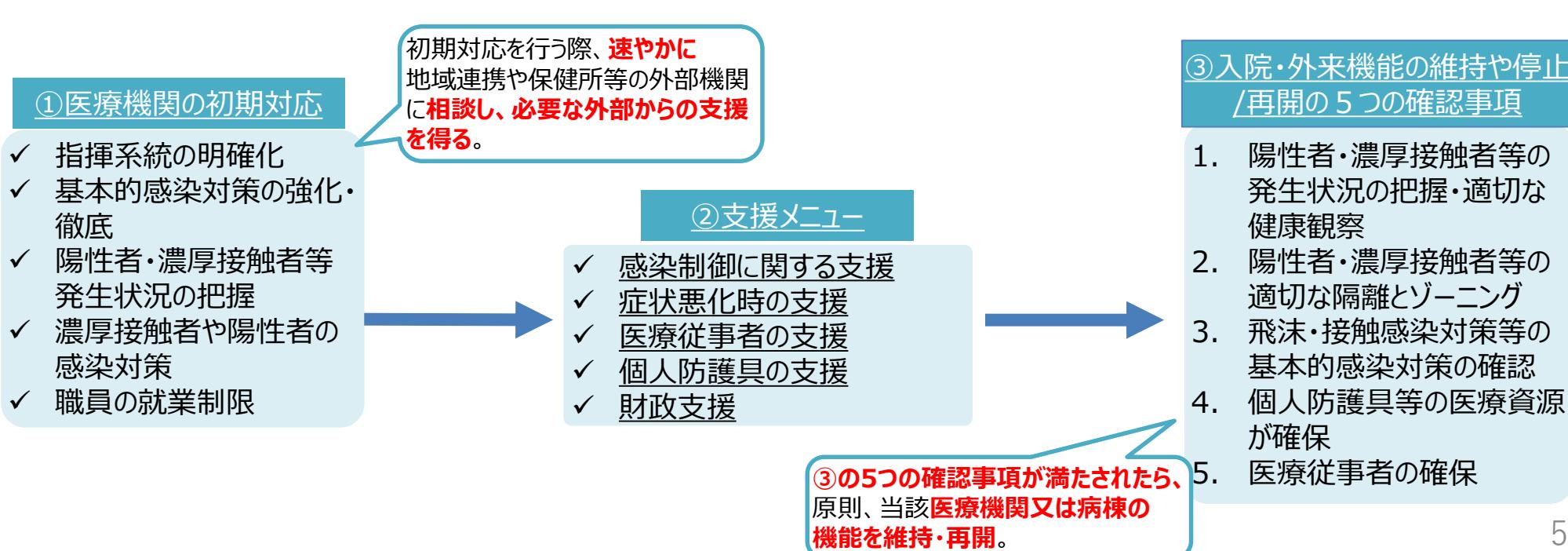
5.既存施設・敷地の最大限の活用

- ICU等のカーテンや簡単な仕切りにより病床が分けられた、いわゆる多床室形式のユニット部分について、ゾーニングのための改修を実施することで、既存施設を活用した病床の増床が可能である。この場合、臨時の区画整備や簡易陰圧装置の設置に要する費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の支援対象となることを周知。
- 一部の地域で、医療機関の敷地内に新たにプレハブ病棟を設置して、病床を新たに確保しているが、プレハブ病棟はゾーニングしやすい形で新たに設置できるため、医療従事者等が確保できる場合には、陽性患者受入れ病床確保の一つの手段となる。
- その際、**医療法における入院場所の特例の活用**等により、**医療機関内の敷地内にプレハブ病棟を設置**することが可能であることを明確化。
- プレハブ病棟を設置する場合、**簡易病室及び付帯する備品の整備支援**が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となることを周知。

III. 院内感染時の対応策

1. 新型コロナによる院内感染の早期収束支援

- 感染が拡大している地域では、すべての医療機関において、院内感染が発生する可能性が高まっている。院内感染が発生した場合、医療機関は、早期に収束させると同時に、入院・外来機能への影響を最小化するため、必要な外部からの支援を得て、陽性者・濃厚接触者への対応等の必要な初期対応を確実に行うことが重要である。
- このため、院内感染が発生した場合における、①医療機関がとるべき初期対応、②医療機関に対する支援メニュー、③入院・外来機能の維持・停止・再開のための5つの確認事項を示す。
- また、精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症対策の事例集（感染予防策、医療圏ごとの体制確保、クラスター発生時の対応等）を示し、今後の感染対策に活用。



IV. 人材確保

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援

① 看護師等を派遣する派遣元への支援

- 緊急包括支援交付金において、新型コロナの影響で人員が必要となる医療機関に医師・看護師等を派遣する場合、派遣元医療機関への補助を実施
- **12/14から**、重点医療機関に派遣する場合の**補助上限額を引上げ**。これにより、**派遣される医師・看護師等の処遇向上を図る。**

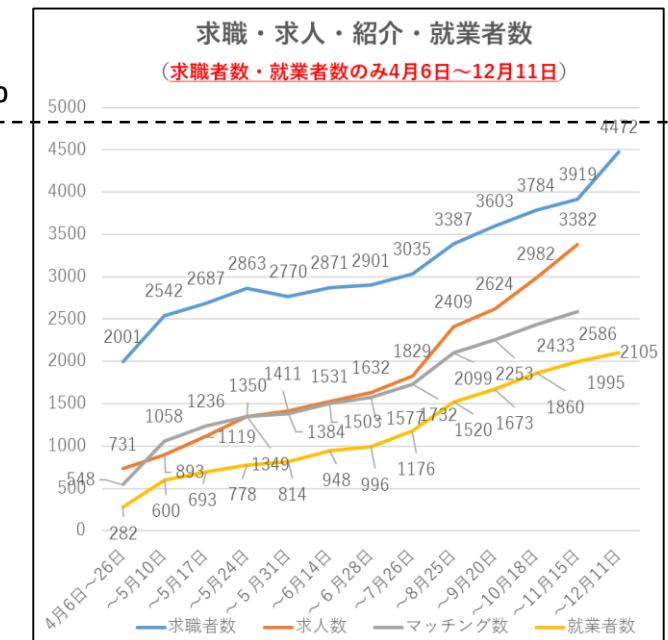
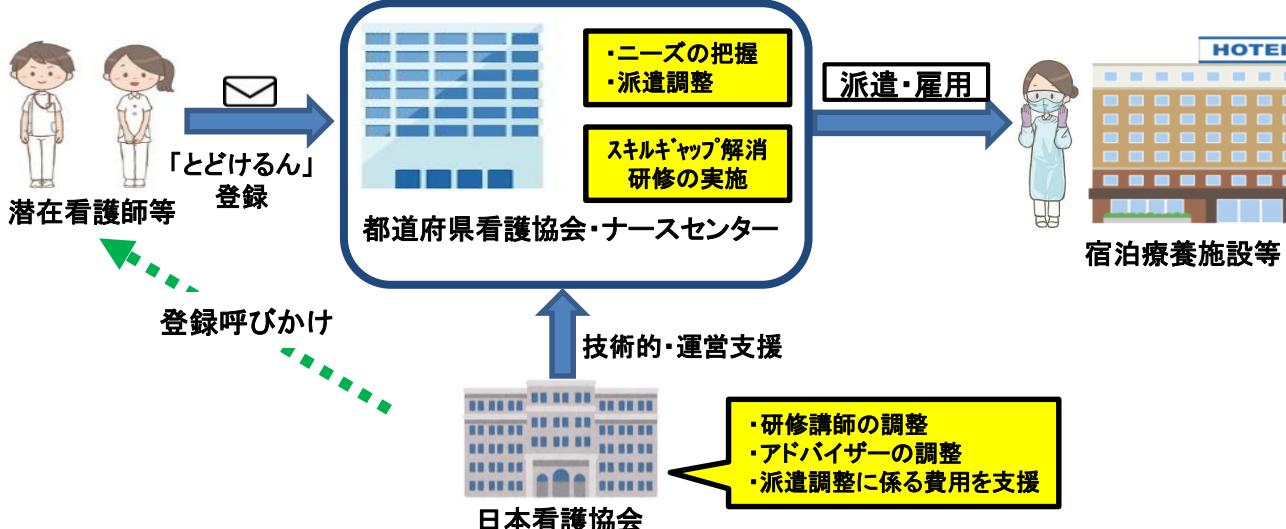


② 都道府県ナースセンターによる潜在看護師等の復職支援

- 都道府県ナースセンターに登録されている**潜在看護師等を活用**し、看護協会が調整して、**宿泊療養施設等の人材を確保**。
- 潜在看護師等が新型コロナ関連施設に安心して就業するために必要な研修や効果的なマッチングスキームを検討し、横展開。

【これまでの実績等（本年4月～12月11日）※求人数は11月15日】

- ・求人数3,382名に対して、就業者数は2,105名
- ・派遣先は宿泊療養施設が約50%、コールセンター・保健所・PCRセンター等が約45%



IV. 人材確保

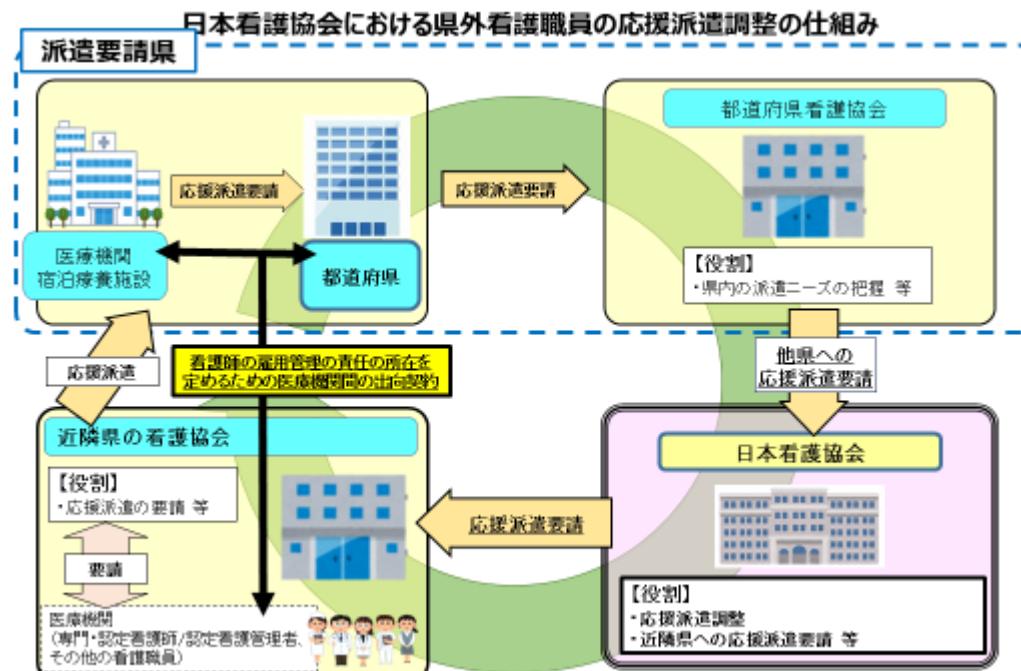
2. 看護師等の医療従事者派遣の支援（続き）

③ 全国知事会と連携した医療スタッフ派遣

- 都道府県の要請を踏まえ、**全国知事会と連携し、医療スタッフを派遣**（沖縄県に34名（8、9月）、北海道に20名（12月より順次）、大阪府に27名（12月より順次）を派遣）。

④ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレーム

- 第一次補正で創設したDMAT・DPAT等医療チーム派遣事業等による看護師等派遣フレームを活用し、**日本看護協会が各都道府県看護協会と調整し、県外医療機関に感染管理認定看護師等を含めた看護師等の応援派遣をする仕組みを整備**。
※ 都道府県からの都道府県看護協会を通じた応援派遣要請について、日本看護協会が、他の都道府県看護協会と調整を行い看護師を派遣（12/16時点で北海道、大阪に7名の派遣予定を調整済）。
- そのほか、日本看護系大学協議会に看護大学院生や教員に派遣等協力を依頼予定。



IV. 人材確保

2. 看護師等の医療従事者派遣の支援（続き）

⑤ ECMOnetを活用した専門医等派遣

○ 重症者が多い地域に対して関係学会と連携して専門医等を派遣（ECMOnetの活用）

※ 感染拡大地域への派遣準備として、地域の状況を踏まえて、事前に厚生労働省とECMOnetが協議を行い、ECMO専門家チームの人選等、派遣要請に対応できる体制とする。

※ 本年4月以降、特定地域での重症患者の増加に備え、ECMOnetによる現場の医師等に対する研修を46都道府県で合計48回開催。1,500名以上参加

<専門医派遣スキーム>

① ICU管理や人工呼吸管理が必要な患者→各医療機関で診療する。

② ①の患者が悪化あるいは重症化リスクを有する場合、ECMOが必要になった場合

パターン1：当該医療機関でECMO診療を実施

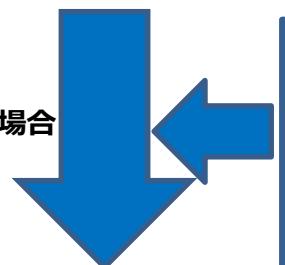
パターン2：当該医療機関でECMO診療ができない場合：地域のECMO診療可能な病院へ転院搬送

→搬送先選定：①ECMO地域コーディネーターがDr to Drで調整

②都道府県調整本部がコーディネーターと相談して搬送先を選定する）

医療機関の求めに応じて、
ECMOnetが診療の助言・
サポートを実施している

さらに地域全体の
ECMO患者が増えた場合



- ① 厚生労働省は、ECMOnetに出動準備依頼
- ② ECMOnetは、全国の診療状況を踏まえて、現地に派遣するECMO専門家チームの人選を行う。
- ③ 都道府県から厚生労働省に派遣要請
- ④ 厚生労働省は、ECMOnetに出動要請
- ⑤ ECMOnetが現地入りし、重症者の診療について、助言・指導を行う

① 当該地域外からECMOnetの専門家チームを現地へ派遣し、当該地域内のECMO受け入れキャパシティーを大きくする。

② 当該地域外へECMO患者を移送する（広域移送・搬送）。

→搬送先選定：現地入りしているECMO専門家チームの派遣元病院への移送を軸に調整を行う（ECMOnet、厚生労働省、都道府県）。

移送にはECMOnetからの派遣された専門家チームが同行する

IV . 人材確保

3.看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- 看護師等の負担を軽減するため、看護業務のうち必ずしも看護師等が行わなくても良い業務（配膳、リネン交換、清掃等）を行う看護補助者の確保につなげよう、看護補助者向けの感染対策に係る研修教材を作成し、周知。
- 院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費であることを明確化し、**民間業者への委託を促進**、看護師の負担を軽減。
- 新型コロナウイルス感染症患者が入院している病棟・病室等の清掃・消毒を**受託可能な民間業者の一覧を医療機関に提供**。
- コロナ対応のしわ寄せを受けるその他病棟等に対し、ハローワークによる看護補助者のマッチングを強化し、医療提供体制全体を支援。

4.看護師等の育児環境の確保

- 地域医療介護総合確保基金による**病院内保育所の補助**において、近隣のコロナ患者等の受け入れ医療機関等の看護師等の子どもで保育が必要な事案が生じた場合に、当該**他の医療機関の子どもも利用できるよう、柔軟な対応**を都道府県に依頼。
- 医療従事者等の子どもに対する保育の提供において、次の取扱いが徹底されるよう、改めて周知。
 - ・ **保護者の職業や勤務先の状況**のみをもって、当該保護者の子どもを濃厚接触者に特定された子どもと同様の状況にあるとみなし、**登園を避けるよう要請することは適切な取扱いではないこと**
 - ・ 医療需要が増大していること等に鑑みて、子どもの預け先がなくなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、**臨時休園を行う等の場合**においても、**医療従事者等の子ども**については**代替保育の提供**を検討すること

V. 高齢者施設等の対応策

1.高齢者施設等への感染発生防止策や検査の引き続きの徹底

- 感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止策の再徹底
- 感染管理認定看護師等を施設に派遣し、当該施設に応じた感染対策についての実地研修を実施
- 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における感染対策に必要な物品購入支援等を引き続き実施（三次補正）
- 発熱等の症状を呈する者への検査、陽性者が発生した場合の原則全員検査など高齢者施設等への早期の検査の徹底
- クラスターが複数発生している地域における高齢者施設、医療機関等への積極的な検査の推進

2.感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底と感染症対応力向上

- 感染が発生した場合は専門家の速やかな派遣等により、ゾーニング等の感染管理を実施。関連支援について再周知。
- 感染発生時の職員不足に対応するための高齢者施設等間の応援体制構築の促進
- 新型コロナウイルス感染症BCPの策定支援ガイドライン作成・周知